

平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果 (滋賀県版)

厚生労働省が実施した、平成30年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる 高齢者虐待防止法。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果（滋賀県版）は以下のとおりであった。

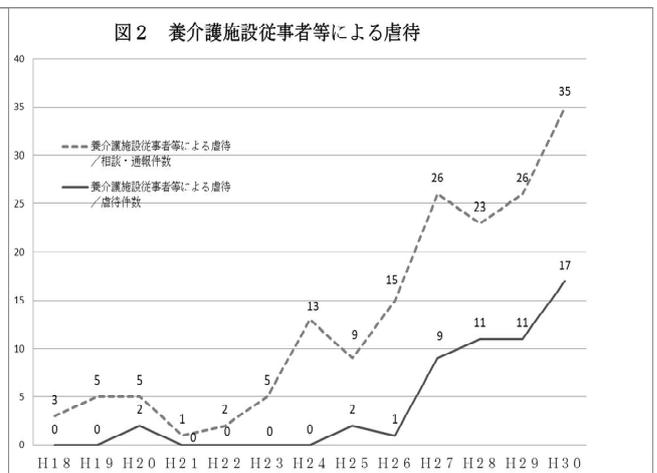
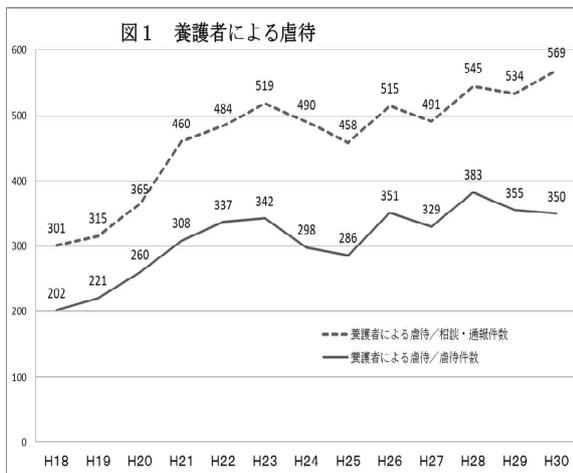
【留意事項】

- ◎ 本調査では、以下の事例を集計対象とする。
 - ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の場合
 - 虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例および65歳未満で養介護施設・事業所を利用する障害者を集計対象とする。
 - ※ 65歳未満の障害者については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により平成24年10月より高齢者虐待防止法及び本調査の対象となっている。
 - ・ 養護者による高齢者虐待の場合
 - 虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例のみを集計対象とする。ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。
- ◎ この調査結果における「相談・通報件数」は原則として、平成30年4月1日～平成31年3月31日の期間に、各市町で新たに相談または通報として受理した事例を集計対象とする。
- ◎ 記載に関する留意点は次のとおりである。
 - ・ 調査結果における割合（％）の表記は、各数値を四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合がある。
 - ・ 以下の各表には、平成26年度から平成29年度の調査結果の数値を参考として示している。

【調査結果の全体像】

	養護者による虐待		B/A (%)	養介護施設従事者等による虐待		B/A (%)
	相談・通報 受理件数 A	虐待と判断 された件数 B		相談・通報 受理件数 A	虐待と判断 された件数 B	
H30年度	569件 (+35件・6.6%増)	350件 (-5件・1.4%減)	61.5%	35件 (+9件・34.6%増)	17件 (+6件・54.5%増)	48.6%
H29年度	534件 (-11件・2.0%減)	355件 (-28件・7.3%減)	66.5%	26件 (+3件・13.0%増)	11件 (+0件・0%増)	42.3%
H28年度	545件 (+54件・11.0%増)	383件 (+54件・16.4%増)	70.3%	23件 (-3件・11.5%減)	11件 (+2件・22.2%増)	47.8%
H27年度	491件 (-24件・4.7%減)	329件 (-22件・6.3%減)	67.0%	26件 (+11件・73.3%増)	9件 (+8件・800.0%増)	34.6%
H26年度	515件 (+57件・12.4%増)	351件 (+65件・22.7%増)	68.2%	15件 (+6件・66.7%増)	1件 (-1件・50.0%減)	6.7%
H25年度	458件 (-32件・6.5%減)	286件 (-12件・4.0%減)	62.4%	9件 (-4件・30.8%減)	2件 (+2件・皆増)	22.2%
H24年度	490件 (-29件・5.6%減)	298件 (-44件・12.9%減)	60.8%	13件 (+8件・160.0%増)	0件 (+0件・0%増)	0.0%
H23年度	519件 (+35件・7.2%増)	342件 (+5件・1.5%増)	65.9%	5件 (+3件・150%増)	0件 (+0件・0%増)	0.0%
H22年度	484件 (+24件・5.2%増)	337件 (+29件・9.4%増)	69.6%	2件 (+1件・100%増)	0件 (+0件・0%増)	0.0%
H21年度	460件 (+95件・26.0%増)	308件 (+48件・18.5%増)	67.0%	1件 (-4件・80.0%減)	0件 (-2件・100%減)	0.0%
H20年度	365件 (+50件・15.9%増)	260件 (+39件・17.6%増)	71.2%	5件 (+0件・0%増)	2件 (+2件・皆増)	40.0%
H19年度	315件 (+14件・4.6%増)	221件 (+19件・9.4%増)	70.2%	5件 (+2件・66.7%増)	0件 (+0件・0%増)	0.0%
H18年度	301件 (-)	202件 (-)	67.1%	3件 (-)	0件 (-)	0.0%

※ ()内は、対前年増減。



1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報件数 (表1)

平成30年度、県内の19市町で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、569件であった。

表1 相談・通報件数

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	件数	割合								
H30年度内に通報・相談等を受理した事例	569	61.0%	534	58.9%	545	67.8%	491	68.3%	515	68.9%
H30年度以前に通報等を受理し、事実確認調査がH30年度となった事例	64	6.9%	64	7.1%	51	6.3%	36	5.0%	58	7.8%
H30年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応がH30年度となった事例	300	32.2%	309	34.1%	208	25.9%	192	26.7%	175	23.4%
合計	933	100.0%	907	100.0%	804	100.0%	719	100.0%	748	100.0%

(2) 相談・通報者 (表2)

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員」が237人(41.7%)と最も多く、次いで「警察」が64人(11.2%)、「当該市町行政職員」が50人(8.8%)であった。

※1件の事例に対し、複数者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳に重複して計上されるため、内訳の合計は、相談・通報件数569件と一致しない。

表2 相談・通報者 (複数回答)

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
		H30年度	人	237	34	35	19	19	24	49	15	50	64	40
	割合	41.7%	6.0%	6.2%	3.3%	3.3%	4.2%	8.6%	2.6%	8.8%	11.2%	7.0%	0.4%	—
H29年度	人	241	27	25	14	19	37	35	7	44	60	37	1	547
	割合	45.1%	5.1%	4.7%	2.6%	3.6%	6.9%	6.6%	1.3%	8.2%	11.2%	6.9%	0.2%	—
H28年度	人	251	35	31	10	19	32	46	12	52	48	27	1	564
	割合	46.1%	6.4%	5.7%	1.8%	3.5%	5.9%	8.4%	2.2%	9.5%	8.8%	5.0%	0.2%	—
H27年度	人	215	27	28	14	26	29	52	7	56	24	30	1	509
	割合	43.8%	5.5%	5.7%	2.9%	5.3%	5.9%	10.6%	1.4%	11.4%	4.9%	6.1%	0.2%	—
H26年度	人	226	53	30	16	20	38	66	9	50	24	15	1	548
	割合	43.9%	10.3%	5.8%	3.1%	3.9%	7.4%	12.8%	1.7%	9.7%	4.7%	2.9%	0.2%	—

(注)割合は相談・通報件数(H30年:569件、H29:534件、H28:545件、H27:491件、H26年:515件)に対するもの。

(3) 事実確認調査の状況 (表3)

相談・通報のあった事例についての対応としては、「事実確認調査を行った事例」が592件、「事実確認調査を行っていない事例」が41件であった。

「事実確認調査を行った事例」592件については、「立入調査以外の方法により事実確認調査」が行われており、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が514件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が78件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」41件についての内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」が30件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が11件であった。

※「事実確認調査の状況」の対象件数633件は、(1)の相談・通報件数569件と相談・通報が平成30年度以前にあり、その事実確認の対応が平成30年度中に実施された事例件数64件の合計。

表3 事実確認調査の状況

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	件数	割合								
対象件数	633	100.0%	598	100.0%	596	100.0%	527	100.0%	573	100.0%
事実確認調査を行った事例	592	93.5%	576	96.3%	579	97.1%	517	98.1%	554	96.7%
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	592	93.5%	575	96.2%	579	97.1%	517	98.1%	553	96.5%
訪問調査により事実確認調査を行った事例	514	81.2%	481	80.4%	488	81.9%	425	80.6%	455	79.4%
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	78	12.3%	94	15.7%	91	15.3%	92	17.5%	98	17.1%
立入調査により事実確認調査を行った事例			1	0.2%					1	0.2%
(立入調査のうち)警察が同行した事例									1	0.2%
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例										
(立入調査のうち)援助要請をしなかった事例			1	0.2%						
事実確認調査を行っていない事例	41	6.5%	22	3.7%	17	2.9%	10	1.9%	19	3.3%
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	30	4.7%	11	1.8%	11	1.8%	7	1.3%	13	2.3%
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	11	1.7%	11	1.8%	6	1.0%	3	0.6%	6	1.0%

(4) 事実確認調査の結果(表4)

「事実確認調査を行った事例」592件のうち、事実確認調査の結果、市町が「虐待を受けた、または受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)」の総数は、350件であった。

一方、事実確認調査の結果、市町が「虐待でないと判断した事例」は120件、「虐待の判断に至らなかった事例」は122件であった。

表4 事実確認調査の結果

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	件数	割合								
対象件数	633	100.0%	598	100.0%	596	100.0%	527	100.0%	573	100.0%
事実確認調査を行った事例	592	93.5%	576	96.3%	579	97.1%	517	98.1%	554	96.7%
虐待を受けた(受けたと思われた)と判断した事例	350	55.3%	355	59.4%	383	64.3%	329	62.4%	351	61.3%
虐待でないと判断した事例	120	19.0%	125	20.9%	118	19.8%	105	19.9%	101	17.6%
虐待の判断に至らなかった事例	122	19.3%	96	16.1%	78	13.1%	83	15.7%	102	17.8%

以下、虐待判断事例の総数350件(実人数358人)について、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等の集計を行った。

※1件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数350件に対し、被虐待者の総数は358人であった。

(5) 虐待の種別・類型(表5)

「身体的虐待」が228人(63.7%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が127人(35.5%)、「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」が79人(22.1%)、「経済的虐待」が53人(14.8%)であった。

※1人に対し、種類・類型が複数ある場合もあるため、内訳の合計は被虐待者総数358人とは一致しない。

表5 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H30年度	人数	228	79	127	2	53	489
	割合	63.7%	22.1%	35.5%	0.6%	14.8%	-
H29年度	人数	216	86	133	1	66	502
	割合	59.0%	23.5%	36.3%	0.3%	18.0%	-
H28年度	人数	262	98	148	2	50	560
	割合	67.4%	25.2%	38.0%	0.5%	12.9%	-
H27年度	人数	214	92	125	3	58	492
	割合	61.8%	26.6%	36.1%	0.9%	16.8%	-
H26年度	人数	214	97	148	2	64	525
	割合	59.9%	27.2%	41.5%	0.6%	17.9%	-

（注）割合は被虐待者の総数（H30：358人、H29：366人、H28：389人、H27：346人、H26：357人）に対するもの。

（6）虐待の深刻度（表6）

虐待判断事例の実人数 358 人について、5 段階による虐待の深刻度では、もっとも深刻な「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」は 34 人（9.5%）であった。

※ 虐待の深刻度は、被虐待者がもっとも深刻な時点でどの程度の被害を受けていたか、回答自治体が判断できる範囲でもっとも当てはまると考えられる選択肢を選んだもの。

表6 虐待の深刻度

		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ～	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ～	1 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合計
H30年度	人数	34	27	102	84	111	358
	割合	9.5%	7.5%	28.5%	23.5%	31.0%	100.0%
H29年度	人数	30	16	128	61	131	366
	割合	8.2%	4.4%	35.0%	16.7%	35.8%	100.0%
H28年度	人数	31	29	128	84	117	389
	割合	8.0%	7.5%	32.9%	21.6%	30.1%	100.0%
H27年度	人数	24	21	103	69	129	346
	割合	6.9%	6.1%	29.8%	19.9%	37.3%	100.0%
H26年度	人数	26	36	133	60	102	357
	割合	7.3%	10.1%	37.3%	16.8%	28.6%	100.0%

（7）被虐待者の状況について

ア. 被虐待者の性別（表7）

虐待判断事例の実人数 358 人について、性別では、「女性」が 268 人（74.9%）、「男性」が 90 人（25.1%）と、「女性」が被虐待者の約 4 分の 3 を占めていた。

表7 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合計
H30年度	人	90	268		358
	割合	25.1%	74.9%		100.0%
H29年度	人	95	271		366
	割合	26.0%	74.0%		100.0%
H28年度	人	80	309		389
	割合	20.6%	79.4%		100.0%
H27年度	人	92	254		346
	割合	26.6%	73.4%		100.0%
H26年度	人	85	272		357
	割合	23.8%	76.2%		100.0%

イ. 被虐待者の年齢階層（表 8）

年齢階層別では、「75～79歳」が83人（23.2%）と最も多く、次いで「85～89歳」が74人（20.7%）、「80～84歳」が69人（19.3%）、「90歳以上」が51人（14.2%）であった。また75歳以上の年齢階層を合わせると277人（77.4%）であり、被虐待者の約8割を占めた。

表 8 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
H30年度	人	37	44	83	69	74	51	0	358
	割合	10.3%	12.3%	23.2%	19.3%	20.7%	14.2%	0.0%	100.0%
H29年度	人	36	36	70	100	77	47	0	366
	割合	9.8%	9.8%	19.1%	27.3%	21.0%	12.8%	0.0%	100.0%
H28年度	人	36	57	65	92	80	58	1	389
	割合	9.3%	14.7%	16.7%	23.7%	20.6%	14.9%	0.3%	100.0%
H27年度	人	31	58	58	83	77	39	0	346
	割合	9.0%	16.8%	16.8%	24.0%	22.3%	11.3%	0.0%	100.0%
H26年度	人	34	54	77	72	74	46	0	357
	割合	9.5%	15.1%	21.6%	20.2%	20.7%	12.9%	0.0%	100.0%

ウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表 9）

「認定済み」が284人（79.3%）であり、全体の8割近くが介護保険の認定を受けていた。また、「未申請」は、61人（17.0%）であった。

表 9 被虐待者の介護保険申請状況

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人	割合								
未申請	61	17.0%	61	16.7%	74	19.0%	62	17.9%	67	18.8%
申請中	12	3.4%	9	2.5%	9	2.3%	8	2.3%	18	5.0%
認定済み	284	79.3%	291	79.5%	302	77.6%	273	78.9%	268	75.1%
認定非該当(自立)	1	0.3%	3	0.8%	4	1.0%	3	0.9%	3	0.8%
不明	0	0.0%	2	0.5%					1	0.3%
合計	358	100.0%	366	100.0%	389	100.0%	346	100.0%	357	100.0%

エ. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分（表 10）

上記のウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表 9）中において、「認定済み」であった者284人を対象とした「要支援・要介護状態区分」では、「要介護1」が64人（22.5%）と最も多く、「要介護3以上」は124人（43.7%）であった。

表 10 要支援・要介護状態区分

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人	割合								
要支援1	20	7.0%	11	3.8%	16	5.3%	15	5.5%	9	3.4%
要支援2	16	5.6%	13	4.5%	19	6.3%	11	4.0%	17	6.3%
要介護1	64	22.5%	65	22.3%	61	20.2%	73	26.7%	61	22.8%
要介護2	60	21.1%	79	27.1%	73	24.2%	63	23.1%	64	23.9%
要介護3	62	21.8%	61	21.0%	64	21.2%	58	21.2%	60	22.4%
要介護4	42	14.8%	43	14.8%	47	15.6%	38	13.9%	34	12.7%
要介護5	20	7.0%	19	6.5%	22	7.3%	15	5.5%	23	8.6%
不明										
合計	284	100.0%	291	100.0%	302	100.0%	273	100.0%	268	100.0%
要介護3以上(再掲)	(124)	(43.7%)	(123)	(42.3%)	(133)	(44.0%)	(111)	(40.7%)	(117)	(43.7%)

オ. 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度（表 1 1）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者 284 人を対象とした「認知症日常生活自立度」は、「自立度Ⅱ以上」が 215 人（75.7%）であり、約 4 分の 3 が認知症を考慮した対応が必要な状態であった。

表 1 1 認知症日常生活自立度

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人	割合								
自立または認知症なし	16	5.6%	7	2.4%	30	9.9%	16	5.9%	17	6.3%
自立度Ⅰ	46	16.2%	51	17.5%	52	17.2%	47	17.2%	38	14.2%
自立度Ⅱ	111	39.1%	119	40.9%	111	36.8%	105	38.5%	102	38.1%
自立度Ⅲ	84	29.6%	76	26.1%	79	26.2%	81	29.7%	87	32.5%
自立度Ⅳ	16	5.6%	20	6.9%	20	6.6%	17	6.2%	16	6.0%
自立度Ⅴ	4	1.4%	7	2.4%	8	2.6%	3	1.1%	5	1.9%
認知症あるが自立度不明	4	1.4%	3	1.0%	1	0.3%	3	1.1%	1	0.4%
自立度Ⅱ以上（再掲）	(215)	(75.7%)	(222)	(76.3%)	(218)	(72.2%)	(206)	(75.5%)	(210)	(78.4%)
認知症の有無が不明	3	1.1%	8	2.7%	1	0.3%	1	0.4%	2	0.7%
合計	284	100.0%	291	100.0%	302	100.0%	273	100.0%	268	100.0%

カ. 介護保険認定済みの者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）（表 1 2）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者 284 人を対象とした「障害高齢者の日常生活自立度」は、「ランク A」が 117 人（41.2%）で、屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない状態が最も多かった。

表 1 2 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人	割合								
自立	4	1.4%	5	1.7%	5	1.7%	9	3.3%	7	2.6%
ランク J	48	16.9%	63	21.6%	60	19.9%	62	22.7%	52	19.4%
ランク A	117	41.2%	131	45.0%	134	44.4%	116	42.5%	127	47.4%
ランク B	88	31.0%	69	23.7%	74	24.5%	73	26.7%	62	23.1%
ランク C	21	7.4%	12	4.1%	26	8.6%	11	4.0%	17	6.3%
不明	6	2.1%	11	3.8%	3	1.0%	2	0.7%	3	1.1%
合計	284	100.0%	291	100.0%	302	100.0%	273	100.0%	268	100.0%

(注) ランク J：何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
 ランク A：屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない
 ランク B：屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
 ランク C：1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する

キ. 介護保険認定済みの者の介護保険サービスの利用状況（表 1 3）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者 284 人を対象とした「介護サービスの利用状況」は、「介護サービスを受けている」が 245 人（86.3%）であり、8 割以上が介護サービスを受けていた。

表 1 3 介護保険サービスの利用

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人	割合								
介護サービスを受けている	245	86.3%	256	88.0%	258	85.4%	228	83.5%	232	86.6%
過去受けていたが判断時点では受けていない	10	3.5%	7	2.4%	11	3.6%	4	1.5%	8	3.0%
過去も含め受けていない	29	10.2%	26	8.9%	33	10.9%	41	15.0%	26	9.7%
不明			2	0.7%					2	0.7%
合計	284	100.0%	291	100.0%	302	100.0%	273	100.0%	268	100.0%

ク. 虐待者と同居・別居（表14）

虐待判断事例の実人数 358 人について、「虐待者と同居」が 316 人（88.3%）であり、8 割以上が虐待者と同居している状態であった。

表 1 4 虐待者と同居・別居

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人数	割合								
虐待者と同居	316	88.3%	309	84.4%	359	92.3%	311	89.9%	323	90.5%
（虐待者とのみ同居）	148	41.3%	158	43.2%	175	45.0%	124	35.8%	161	45.1%
（虐待者及び他家族と同居）	168	46.9%	151	41.3%	184	47.3%	187	54.0%	162	45.4%
虐待者と別居	39	10.9%	52	14.2%	24	6.2%	29	8.4%	31	8.7%
その他	3	0.8%	5	1.4%	5	1.3%	6	1.7%	3	0.8%
不 明					1	0.3%				
合 計	358	100.0%	366	100.0%	389	100.0%	346	100.0%	357	100.0%

ケ. 世帯構成（表15）

虐待判断事例の実人数 358 人について、「未婚の子と同居」が 124 人（34.6%）と最も多く、「夫婦二世帯」が 76 人（21.2%）、「子夫婦と同居」が 74 人（20.7%）、「配偶者と離別・死別等した子と同居」が 42 人（11.7%）であった。「子と同居」しているのは、240 人（67.0%）であるが、その他の中にも子と同居しているケースが含まれている場合があり、「子と同居」が約 7 割を占めている。

表 1 5 世帯構成

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人数	割合								
単独世帯	24	6.7%	34	9.3%	16	4.1%	19	5.5%	17	4.8%
夫婦二世帯	76	21.2%	83	22.7%	84	21.6%	58	16.8%	64	17.9%
未婚の子と同居	124	34.6%	97	26.5%	119	30.6%	89	25.7%	112	31.4%
配偶者と離別・死別等した子と同居	42	11.7%	40	10.9%	34	8.7%	58	16.8%	37	10.4%
子夫婦と同居	74	20.7%	78	21.3%	84	21.6%	81	23.4%	77	21.6%
その他	18	5.0%	34	9.3%	49	12.6%	38	11.0%	50	14.0%
不 明					3	0.8%	3	0.9%		
合 計	358	100.0%	366	100.0%	389	100.0%	346	100.0%	357	100.0%

コ. 被虐待者から見た虐待者の続柄（表16）

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 146 人（38.2%）と最も多く、次いで「夫」が 86 人（22.5%）、「娘」が 64 人（16.8%）、「妻」が 35 人（9.2%）の順であった。

※ 1 人の被虐待者に対し、虐待者が複数の場合があるため、被虐待者の総数 358 人に対し、虐待者の総数は 382 人であった。

表 1 6 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合 計
H30年度	人	86	35	146	64	22	3	4	10	12		382
	割合	22.5%	9.2%	38.2%	16.8%	5.8%	0.8%	1.0%	2.6%	3.1%		100.0%
H29年度	人	76	35	156	65	26	1	9	10	20		398
	割合	19.1%	8.8%	39.2%	16.3%	6.5%	0.3%	2.3%	2.5%	5.0%		100.0%
H28年度	人	99	30	130	77	34	2	7	14	12	2	407
	割合	24.3%	7.4%	31.9%	18.9%	8.4%	0.5%	1.7%	3.4%	2.9%	0.5%	100.0%
H27年度	人	67	31	143	73	31	6	8	16	9		384
	割合	17.4%	8.1%	37.2%	19.0%	8.1%	1.6%	2.1%	4.2%	2.3%		100.0%
H26年度	人	81	27	154	65	27	5	4	18	14	1	396
	割合	20.5%	6.8%	38.9%	16.4%	6.8%	1.3%	1.0%	4.5%	3.5%	0.3%	100.0%

(注) 割合は虐待者の総数（H30：382人、H29：398人、H28：407人、H27：384人、H26：396人）に対するもの。

サ. 虐待者の年齢（表 17）

虐待者の年齢は、「70歳以上」が113人（29.6%）、「60-69歳」が92人（24.1%）、「50歳未満」が86人（22.5%）であった。

表 17 虐待者の年齢

		50歳未満	50-59歳	60-69歳	70歳以上	不明	合計
H30年度	人	86	80	92	113	11	382
	割合	22.5%	20.9%	24.1%	29.6%	2.9%	100.0%
H29年度	人	83	107	70	115	23	398
	割合	20.9%	26.9%	17.6%	28.9%	5.8%	100.0%
H28年度	人	93	101	72	126	15	407
	割合	22.9%	24.8%	17.7%	31.0%	3.7%	100.0%
H27年度	人	106	85	72	96	25	384
	割合	27.6%	22.1%	18.8%	25.0%	6.5%	100.0%
H26年度	人	108	79	74	108	27	396
	割合	27.3%	19.9%	18.7%	27.3%	6.8%	100.0%

（8）虐待への対応策について

平成30年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、平成30年度中に新たに被虐待者と判断された人（358人）と平成30年度までに被虐待者と判断され引き続き対応が必要とされた人（311人）の合計669人であった。

ア. 分離の有無（表 18）

虐待への対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が180人（26.9%）であった。

表 18 分離の有無

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人数	割合								
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	180	26.9%	144	21.2%	123	20.3%	131	24.3%	143	26.7%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	406	60.7%	412	60.6%	380	62.6%	339	62.9%	339	63.4%
現在対応について検討・調整中の事例	3	0.4%	9	1.3%	2	0.3%	2	0.4%	3	0.6%
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	60	9.0%	66	9.7%	57	9.4%	45	8.3%	27	5.0%
その他	20	3.0%	49	7.2%	45	7.4%	22	4.1%	23	4.3%
合計	669	100.0%	680	100.0%	607	100.0%	539	100.0%	535	100.0%

イ. 分離を行った事例の対応（表 19）

分離を行った事例180人における対応としては、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が63人（35.0%）と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が48人（26.7%）であった。なお、分離を行った事例180人のうち、面会の制限を行ったのは52人であった。

表 19 分離を行った事例の対応

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人数	割合								
契約による介護保険サービスの利用	48	26.7%	33	22.9%	37	30.1%	38	29.0%	38	26.6%
上記のうち面会の制限を行った事例	5	-	4	-	2	-	5	-	4	-
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	63	35.0%	51	35.4%	31	25.2%	40	30.5%	58	40.6%
上記のうち面会の制限を行った事例	34	-	29	-	16	-	18	-	32	-
緊急一時保護	13	7.2%	11	7.6%	7	5.7%	12	9.2%	11	7.7%
上記のうち面会の制限を行った事例	6	-	8	-	6	-	8	-	5	-
医療機関への一時入院	32	17.8%	18	12.5%	20	16.3%	15	11.5%	17	11.9%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	-	0	-	2	-	4	-	6	-
上記以外の住まい・施設等の利用	12	6.7%	26	18.1%	17	13.8%	16	12.2%	12	8.4%
上記のうち面会の制限を行った事例	5	-	6	-	9	-	1	-	3	-
虐待者を高齢者から分離（転居等）	11	6.1%	4	2.8%	8	6.5%	9	6.9%	6	4.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	-	0	-	2	-	4	-	0	-
その他	1	0.6%	1	0.7%	3	2.4%	1	0.8%	1	0.7%
上記のうち面会の制限を行った事例	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
合計	180	100.0%	144	100.0%	123	100.0%	131	100.0%	143	100.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	52	-	47	-	37	-	40	-	50	-

(注) 割合は分離を行った事例の総数 (H30 : 180人、H29 : 144人、H28 : 123人、H27 : 131人、H26 : 143人) に対する割合である。

ウ. 分離を行っていない事例の対応 (表 20)

分離していない事例 406 人の対応では、「養護者に対する助言・指導」が 264 人 (65.0%) と最も多く、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 157 人 (38.7%)、「その他の対応」が 72 件 (17.7%) であった。

表 20 分離を行っていない事例の対応 (複数回答)

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人数	割合								
養護者に対する助言・指導	264	65.0%	268	65.0%	261	68.7%	217	64.0%	203	59.9%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	10	2.5%	11	2.7%	6	1.6%	6	1.8%	14	4.1%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	30	7.4%	27	6.6%	28	7.4%	31	9.1%	25	7.4%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	157	38.7%	155	37.6%	132	34.7%	127	37.5%	107	31.6%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	21	5.2%	18	4.4%	20	5.3%	25	7.4%	30	8.8%
その他の対応	72	17.7%	90	21.8%	69	18.2%	68	20.1%	86	25.4%
経過観察 (見守り)	64	15.8%	51	12.4%	43	11.3%	44	13.0%	55	16.2%

(注) 割合は、分離を行っていない事例の数 (H30 : 406人、H29 : 412人、H28 : 380人、H27 : 339人、H26 : 339人) に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応 (表 21)

虐待への対応策として、成年後見制度の「利用開始済」が 34 人、「利用手続き中」が 16 人であり、これらの合計 50 人のうち「市町長申立あり」は 30 人であった。

また、「日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)」の利用は 22 人であった。

表 2 1 権利擁護に関する対応

	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度
	人数	人数	人数	人数	人数
①成年後見制度 利用開始済	34	34	26	33	27
②成年後見制度 利用手続き中	16	19	11	11	15
上記①②のうち市町長申立あり	30	27	15	23	19
③日常生活自立支援事業 利用開始	22	17	13	11	22

オ. 調査対象年度末日（平成 30 年度末日）での状況（表 2 2）

「対応継続」が 385 人（57.5%）、「終結」が 284 人（42.5%）であった。

表 2 2 調査対象年度末日での状況

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人数	割合								
対応継続	385	57.5%	362	53.2%	388	63.9%	294	54.5%	308	57.6%
終結	284	42.5%	318	46.8%	219	36.1%	245	45.5%	227	42.4%
合 計	669	100.0%	680	100.0%	607	100.0%	539	100.0%	535	100.0%

（注）割合は、H30年度までに通報等を受理し、H30年度に対応した事例数（H30：669人、H29：680人、H28：607人、H27：539人、H26：535人）に対するもの。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

<p>「養介護施設従事者等」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者 <p>「養介護施設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム 介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター <p>「養介護事業」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業 介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業
--

(1) 相談・通報件数（表23）

平成30年度、県内の19市町で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、35件であった。

表23 相談・通報件数

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	件数	割合								
年度内に通報・相談等を受理した事例	35	76.1%	26	92.9%	23	82.1%	26	100.0%	15	93.8%
当該年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が当該年度となった事例	7	15.2%	1	3.6%	5	17.9%	0	0.0%	1	6.3%
当該年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が当該年度となった事例	4	8.7%	1	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	46	100.0%	28	100.0%	28	100.0%	26	100.0%	16	100.0%

(2) 相談・通報者（表24）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が14人（40.0%）と最も多く、次いで「家族・親族」が6人（17.1%）、「当該施設元職員」が5人（14.3%）であった。

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数とは一致しない。

表24 相談・通報者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他(匿名を含む)	合計	
																人
H30年度	1	6	14	5	2	1	1	2	3					3	1	38
		17.1%	40.0%	14.3%	5.7%	2.9%	2.9%	5.7%	8.6%					8.6%	2.9%	—
H29年度		7	11	3	3	1	1		4			1		2		33
		26.9%	42.3%	11.5%	11.5%	3.8%	3.8%		15.4%			3.8%		7.7%		—
H28年度		4	11	3	4							1		5		28
		17.4%	47.8%	13.0%	17.4%							4.3%		21.7%		—
H27年度	1	9	6	4			2		1			2		2	2	29
	3.8%	34.6%	23.1%	15.4%			7.7%		3.8%			7.7%		7.7%	7.7%	—
H26年度	1	2	5	2	2	1	1					2		1	2	19
	6.7%	13.3%	33.3%	13.3%	13.3%	6.7%	6.7%					13.3%		6.7%	13.3%	—

(注) 割合は相談・通報件数の総数(H30:35件、H29:26件、H28:23件、H27:26件、H26:15件)に対するもの。

(3) 事実確認調査の状況 (表 2 5)

相談・通報のあった事例についての対応としては、35 件について事実確認調査が行われ、その結果 17 件について虐待の事実が認められた。虐待の事実が認められなかった事例は、11 件で、虐待の事実の判断に至らなかった事例は、7 件であった。

表 2 5 事実確認調査の状況

	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度
相談・通報総数	42	27	28	26	16
事実確認調査を行った事例	35	22	28	24	15
虐待の事実が認められた事例	17	11	11	9	1
虐待の事実が認められなかった事例	11	8	14	6	7
虐待の事実の判断に至らなかった事例	7	3	3	9	7
事実確認調査を行っていない事例	7	5		2	1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	5	4			
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	1	1		2	1
都道府県へ事実確認調査を依頼					
その他	1				

(4) 施設・事業所の種別 (表 2 6)

施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が 5 件 (29.4%) と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護」が 4 件 (23.5%) であった。

表 2 6 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた事業所種別

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	件数	割合								
特別養護老人ホーム	5	29.4%	5	45.5%	3	27.3%	2	22.2%		
介護老人保健施設			1	9.1%			1	11.1%	1	100.0%
介護療養型医療施設							1	11.1%		
認知症対応型共同生活介護	4	23.5%	2	18.2%			4	44.4%		
(住宅型)有料老人ホーム					2	18.2%	1	11.1%		
(介護付き)有料老人ホーム	2	11.8%			3	27.3%				
小規模多機能型居宅介護等			1	9.1%	1	9.1%				
軽費老人ホーム										
養護老人ホーム										
短期入所施設			1	9.1%						
訪問介護等	2	11.8%	1	9.1%						
通所介護等	3	17.6%			2	18.2%				
居宅介護支援等	1	5.9%								
その他										
合計	17	100.0%	11	100.0%	11	100.0%	9	100.0%	1	100.0%

(注) 割合は虐待のあった施設の総数 (H30年：17件、H29：11件、H28：11件、H27：9件、H26年：1件) に対するもの。

(5) 虐待の種別・類型 (表27)

虐待の種別・類型は「身体的虐待」が9件(52.9%)と最も多く、次いで心理的虐待が8件(47.1%)であった。

表27 虐待の種別・類型 (複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H30年度	人	9	1	8			18
	割合	52.9%	5.9%	47.1%			-
H29年度	人	12	1	10	3		26
	割合	60.0%	5.0%	50.0%	15.0%		-
H28年度	人	10	1	11	6		28
	割合	45.5%	4.5%	50.0%	27.3%		-
H27年度	人	8	1	1			10
	割合	100.0%	12.5%	12.5%			-
H26年度	人	1					1
	割合	100.0%					-

(注) 割合は被虐待者の実人数 (H30年: 17人、H29: 20人、H28: 22人、H27: 8人、H26年: 1人) に対するもの。

(6) 被虐待者の性別・年齢 (表28、表29)

性別は、女性が12人(70.6%)、男性が5人(29.4%)であった。

年齢は、「90~94歳」が6人(35.3%)と最も多く、次いで「75~79歳」、「85~89歳」がともに3人(17.6%)であった。

表28 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
H30年度	人	5	12		17
	割合	29.4%	70.6%		100.0%
H29年度	人	8	12		20
	割合	40.0%	60.0%		100.0%
H28年度	人	7	15		22
	割合	31.8%	68.2%		100.0%
H27年度	人	6	2		8
	割合	75.0%	25.0%		100.0%
H26年度	人	1			1
	割合	100.0%			100.0%

表29 被虐待者の年齢

		65歳未満 障害者	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	100歳 以上	その他・ 不明	合計
H30年度	人		1		3	1	3	6	2		1	17
	割合		5.9%		17.6%	5.9%	17.6%	35.3%	11.8%		5.9%	100.0%
H29年度	人		2	1	1	3	6	3	2	2		20
	割合		10.0%	5.0%	5.0%	15.0%	30.0%	15.0%	10.0%	10.0%		100.0%
H28年度	人			1	4	6	6	3	2			22
	割合			4.5%	18.2%	27.3%	27.3%	13.6%	9.1%			100.0%
H27年度	人			1	1	3	1		1		1	8
	割合			12.5%	12.5%	37.5%	12.5%		12.5%		12.5%	100.0%
H26年度	人							1				1
	割合							100.0%				100.0%

(7) 虐待者の職種 (表30)

虐待者の職種は「介護職 (介護福祉士以外)」、「介護職 (介護福祉士か不明)」がともに5人 (35.7%) と最も多く、次いで「介護福祉士」が2人 (14.3%) であった。

表30 被虐待者の職種

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度	
	人	割合								
介護職	12	85.7%	15	83.3%	11	100.0%	4	80.0%	1	100.0%
(介護福祉士)	(2)	(14.3%)	(4)	(22.2%)	(1)	(9.1%)	(2)	(40.0%)		(0.0%)
(介護福祉士以外)	(5)	(35.7%)	(5)	(27.8%)	(3)	(27.3%)		(0.0%)		(0.0%)
(介護福祉士か不明)	(5)	(35.7%)	(6)	(33.3%)	(7)	(63.6%)	(2)	(40.0%)	(1)	(100.0%)
看護職	0	0.0%	1	5.6%		0.0%		0.0%		0.0%
管理職	1	7.1%	1	5.6%		0.0%		0.0%		0.0%
施設長	1	7.1%		0.0%		0.0%	1	20.0%		0.0%
経営者・開設者	0	0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
その他	0	0.0%	1	5.6%		0.0%		0.0%		0.0%
不明	0	0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
合計	14	100.0%	18	100.0%	11	100.0%	5	100.0%	1	100.0%

(8) 虐待事案への対応状況 (表31)

平成30年度に市町が対応を行った虐待事案 (対象年度以前に通報受理・事実確認調査をした事案を含む) 21件の事案について、市町により「施設等に対する指導」が行われた事案は20件であり、「改善計画提出依頼」が行われた事案は19件であった。

介護保険法の規定に基づき「報告徴収、質問、立入検査」が行われた事案は1件であり、「改善勧告」が行われた事案は2件であった。

老人福祉法の規定に基づき「報告徴収、質問、立入検査」が行われた事案は1件であった。

表31 虐待事案への対応状況 (複数回答)

	H30年度		H29年度		H28年度		H27年度		H26年度		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
市町村による指導等	施設等に対する指導	20	95.2%	11	91.7%	11	100.0%	7	77.8%	1	100.0%
	改善計画提出依頼	19	90.5%	11	91.7%	11	100.0%	7	77.8%	1	100.0%
	従事者等への注意・指導	16	76.2%	8	66.7%	11	100.0%	7	77.8%	1	100.0%
介護保険法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1	4.8%	1	8.3%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%
	改善勧告	2	9.5%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	改善勧告に従わない場合の公表	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	指定の効力の全部又は一部停止	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	指定取消	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
老人福祉法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	事業の制限、停止、廃止	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	認可取消	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

(注) 割合は、対象年度に対応を行った虐待 (対象年度以前に通報受理・事実確認調査をした事案を含む) の総数 (H30年: 21件、H29: 12件、H28: 11件、H27: 9件、H26年: 1件) に対するもの。

3. 市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成30年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおりであった。（表3-2）

「虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言」や「地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修」は全19市町（100.0%）、「独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」は18市町（94.7%）、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」や「居宅介護サービス事業者に法について周知」は17市町（89.5%）、「高齢者虐待について、講演会や市町広報紙等による住民への啓発活動」や「必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」、「介護保健施設に法について周知」は16市町（84.2%）が実施しており、これらは実施率が高かった。

一方、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が10市町（52.6%）、「介護保険サービス事業者等からなる『保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク』の構築への取組」、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる『関係専門機関介入支援ネットワーク』の構築への取組」が12市町（63.2%）であり、地域における関係機関等との連携や調整が必要となるものについては比較的实施率が低かった。

表3-2 市町における体制整備等の実施状況

	H30年度末 (19市町)		H29年度末 (19市町)		H28年度末 (19市町)		H27年度末 (19市町)		H26年度末 (19市町)		
	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	
体制・ 施策 強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の 住民への周知 (当該年度中の実施状況)	17	89.5%	19	100.0%	18	94.7%	17	89.5%	19	100.0%
	地域包括支援センター等の関係者への 高齢者虐待に関する研修	19	100.0%	16	84.2%	15	78.9%	16	84.2%	17	89.5%
	高齢者虐待について、講演会や市町広 報紙等による住民への啓発活動	16	84.2%	16	84.2%	16	84.2%	15	78.9%	15	78.9%
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、 業務指針、対応フロー図等の作成	18	94.7%	17	89.5%	18	94.7%	18	94.7%	19	100.0%
	虐待を行った養護者に対する相談、指 導、助言	19	100.0%	18	94.7%	18	94.7%	17	89.5%	18	94.7%
	必要な福祉、保健医療サービスを利用 していない高齢者の権利利益の養護を 図るための早期発見の取組や相談等	16	84.2%	16	84.2%	16	84.2%	16	84.2%	15	78.9%
行政 機 関 連 携	成年後見制度の市町長申立が円滑にで きるように役所内の体制強化	14	73.7%	15	78.9%	15	78.9%	16	84.2%	16	84.2%
	法に定める警察署長に対する援助要請 等に関する警察署担当者との協議	10	52.6%	11	57.9%	11	57.9%	10	52.6%	11	57.9%
	老人福祉法の規定による措置を執るた めに必要な居室確保のための関係機 関との調整	15	78.9%	14	73.7%	13	68.4%	13	68.4%	11	57.9%
ネ ッ ト ワ ー ク 構 築	民生委員、住民、社会福祉協議会等 からなる「早期発見・見守りネットワ ーク」の構築への取組	13	68.4%	12	63.2%	12	63.2%	13	68.4%	10	52.6%
	介護保険サービス事業者等からなる 「保健医療福祉サービス介入支援ネ ットワーク」の構築への取組	12	63.2%	11	57.9%	10	52.6%	10	52.6%	9	47.4%
	行政機関、法律関係者、医療機関等 からなる「関係専門機関介入支援ネ ットワーク」の構築への取組	12	63.2%	12	63.2%	12	63.2%	12	63.2%	11	57.9%
法 の 周 知	居宅介護サービス事業者に法について 周知	17	89.5%	16	84.2%	16	84.2%	13	68.4%	16	84.2%
	介護保険施設に法について周知	16	84.2%	13	68.4%	13	68.4%	12	63.2%	12	63.2%